

下仁田町イメージキャラクター「にゃくっち」使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、下仁田町イメージキャラクター「にゃくっち」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合に関し、必要な事項を定める。

(キャラクターの使用)

第2条 何人も、キャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 下仁田町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) その他その使用が著しく不適當であるとき。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用する者は、あらかじめイメージキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、下仁田町長(以下「町長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 下仁田町が主体となって実施するイベント、事業等で使用する時。
 - (2) 国及び地方自治体が広報の目的で使用する時。
 - (3) 教育機関が教育目的で使用する時。
 - (4) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用し、かつ第三者へ広く公開しない時。
 - (5) その他町長が適當と認めた時。
- 2 キャラクターの使用期間は、最長2年間とする。また、2年を超えて使用する場合は、あらかじめイメージキャラクター使用申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 町長は、第1項による申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用承認(以下、「使用承認」という。)をすることができる。

なお、この場合、町長はキャラクターの使用法、その他について、必要に応じて条件を付すことができる。

- 4 町長は、第1項による申請を受け、キャラクターの使用の承諾をしたときは、イメージキャラクター使用承認通知書(様式第2号)を、承諾をしなかったときはイメージキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)を、当該申請を行った者に交付するものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、第3条第1項各号により使用承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
 - (2) 使用するデザインは、別表1又は下仁田町ホームページ「下仁田こんにやくキャラクター」サイト内に定めたものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。
 - (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 「下仁田町イメージキャラクター『にやくっち』」との表記を付すこと(別記「使用例1」)。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「◎下仁田町」の標記をもって代えることができる(別記「使用例2」)。なお、町長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 使用承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、前項の事項に加え、承認された用途のみを使用するものとする。
 - 3 キャラクターを使用した商品を販売する者は、下仁田町のPRに繋がる商品に限り承認とする。町長は、第3条の規定によりイメージキャラクターの使用承認を受けた者に対し、販売等の状況について報告を求めることができる。
 - 4 使用者は、使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転賃してはならない。
 - 5 その他各種の法令を遵守するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第6条 町長は、使用者がこの規定を遵守しなかったときは、キャラクターの使用差止め、又は必要な指示等(以下「指示等」という。)を行うことができる。その場合、キャラクターを使用している者はただちに、指示等に従わなければならない。

2 町長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を取消したとき、使用を取消された者に生ずる損害に関しては、その責めを一切負わないものとする。

(責任の制限)

第7条 使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、町は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

別表1 第5条関係

デザイン No.001	デザイン No.002	デザイン No.003	デザイン No.004
			
デザイン No.005	デザイン No.006		
			

別記

使用例1



下仁田町イメージキャラクター

「にやくっち」

使用例2



©下仁田町